

平成19年度 第3回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成20年1月18日(金) 午後3時から5時まで

2 場 所

プラザ菜の花 4階「楨」

3 出席者

委 員：瀧委員長、石黒副委員長

福岡委員、岡本委員、鈴木委員、山下委員、佐倉委員、沖津委員、野村委員、
柳澤委員、寺田委員、宮脇(勝)委員、榎瀧委員、宮脇(健)委員、内山委員、
柳委員

事務局：環境生活部：鈴木次長

環境政策課：平井課長、今井副課長、松澤室長、山本主幹、八木主幹、
松田主査、三田副主査、坂元副主査

傍聴人：なし

4 事 案

- (1) (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について(諮問)
- (2) その他

5 議事の概要

- (1) (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について
別紙のとおり
- (2) その他
次回開催予定について事務局から説明

【資 料】

- 1 会議次第
- 2 資料1 諮問書の写し
- 3 資料2 (仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)
- 4 資料3 (仮称)千葉県計画段階環境影響評価制度の概要
- 5 参考資料1 千葉県環境基本計画(案)の抜粋
- 6 参考資料2 環境省から知事あての「戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて」の通知文の写し
- 7 参考資料3 SEA制度についての先行自治体の制度概要等
- 8 参考資料4 過去のアセス案件において事業者内部において行われた複数案による計画検討資料

【別紙】

(仮称)千葉県計画段階環境影響評価技術指針(案)について

(1) 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行

(2) 事務局説明 当該事案の主旨等について、資料により説明

(3) 質疑等

委員： 説明のあった計画アセスと現在のアセスの関係はどうなっているのか。
計画アセスが終わってから現在の事業アセスを行うと言うことでいいのか。
文献調査ということだが、まったく新しい事業はどうなるのか。国外の文献も対象とするのか。

環境影響を受けるおそれがある場合とあるが、その判断基準は何か。
調査項目について、条例技術指針別表第2の項目を基本にというが、温室効果ガスのところでは「ばい煙又は粉じんの発生」のところしか が付いていないが「自動車からの排出ガス」のところも必要ではないか。

事務局： 計画アセスと事業アセスの関係だが、事業アセスを行うための詳細の計画に先立つ概略の計画の策定段階において計画アセスを行うこととしている。つまり、計画アセスを行った後に事業アセスを行うこととなる。事業アセスの段階では、計画の各諸元が詳細に決まってきたので詳細な調査・予測・評価が行えるが、概略の計画の段階では計画の各諸元が決まっていない。概ねの諸元を決めようとする計画を対象に計画アセスを行おうとするものなので、事業実施場所やルートなども詳細に決まっていないので詳細な現地調査はほとんど無理ということになるので、複数案に記載される事業実施予定区域について、既存資料により、例えば定期的に行われている自然環境調査関係の資料や大気常時監視関係の資料などから情報の把握を行ってもらおうことを考えている。

委員： 計画アセスの調査でかなり出来の良い調査ができたとき、事業アセスで調査の項目に重複するものが出てきたとき、それらは省略することが出来るのか。

事務局： 事業の実施場所が詳細に決まっていない段階での、例えば自然系についての文献調査だけでは、その結果を事業アセスの現地調査に代えることは無理と考えている。また、事業アセスと同程度の詳細な精度を複数案ごとに求めると事業者・計画策定者にかなり負担が掛かるので、文献調査についてはある程度の精度で実施してもらおうことを考えている。そして、A・B・C3つの複数案がでたとしたら、A案の場合はどの区域のどの項目にどのような影響が、B案の場合はどの区域のどの項目にどのような影響が、C案の場合はどの区域のどの項目にどのような影響があるのかを比べると、それぞれ環境配慮すべき項目が変わってくると思われる。事業を住宅地域で行う場合、住宅地域から離れた地

域で行う場合、自然環境豊かな地域で行う場合、配慮すべき内容が異なると考える。配慮すべき内容を洗い出して比較するという事を考えている。

委員： ただ今の説明で概ね分かった。次に項目の選定について、先ほど温室効果ガスのことを言ったが、景観の項目についても、施設も存在のところしか がないが、工事中についても選定する必要があるのではないかと。

委員： 添付されている条例技術指針別表第2を見ると、景観は施設の存在のところ だけにしか が付いていない。これは建物の施設だけに景観があるように見える。現在、三番瀬の護岸の部分のデザインの検討をしているが、環境に整合したデザインを実験的に行っている。ダメだったらデザインを代えて実験している。そういうこともあるので、項目の選定に当たっては、 が付かなくても技術的にチェックできる体制が必要と考える。

工作物の除去又は廃棄の欄について、撤去した後表面を緑化するなど仕様を景観上決めることがあるので、ここにも が必要だと思う。検討願いたい。

次に、海外の文献の調査は重要だと思う。EUでは戦略アセスの制度はすでに導入されている。様々な分野で取り入れられている。イタリアでは都市計画の中にも取り入れられている。都市計画自体も環境に影響を与えているということもあるので海外の取り組み事例を収集して勉強しながら実施した方が良いと思う。海外の事例を調査するのはむずかしいとは思いますが良い事例があると思う。

最後に、環境配慮検討書の作成において「できる限り図やグラフ、写真を用いて」と書かれているが、計画段階ということならフォトモンタージュを作成させて、視界上どういうインパクトを持つのか評価すること、施設が出来た場合どこから視認できるのか、見えはじめるかを地図上に表示してもらえると判断しやすくなると思う。

事務局： 添付してある別表第2は条例技術指針別表第2であるが、温室効果ガスのところについて、自動車の排出ガスについても、一般的に対象とすべきであるということならば、当然 を付けた方が良く考える。この表の 印は、あくまでも参考というものであって、事業特性等から追加削除ができるものである。自動車からの排出ガスの欄に を付けることについて委員会の承認をいただければ を付けたいと思う。工作物の除去又は廃棄物の景観のところ に を付けるべきであるということについても承認をいただければ を付けたいと考える。海外の文献については、事務局では収集に努めたいと考える。フォトモンタージュについては、例示の一つとして追加したいと思う。

委員長： 別表2の、工作物の除去又は廃棄物の景観のところ に を付けた方が良くということだが。

委員： 工事の実施の欄にも が必要ではないかと思うが。

委員長： 計画アセスでは、できるだけ大きなつかみで検討しようとするものなのでつかみの段階でやっておく必要があるものについて行うということである。

事務局： 今まで行ってきたやり方の話しだが、工事の実施の途中段階での景観の変位については対象としていない。別表2の 印は参考項目として を付けてあるので、事業特性により工事中の景観についても当然対象とすべきであるということであれば、追加して予測評価すべきものとなる。また、先ほど意見があったが、存在の供用の工作物の除去又は廃棄物について、一般的に景観も対象とすべきであるということならば、該当欄に を付けたいと考える。

委員： 景観において変なものがあれば取ってしまうということは引き算の都市計画である。パソコンの画面上でレーザーを使って消すとどうなるかというモニターもできるくらいである。その場合は、景観も環境の一つと考えると景観が良くなる。環境が良くなるということである。そういう観点で配られた資料を見てみると、影響が著しく大きいとか、環境保全をするのがあたりまえであるというような表現である。環境保全をしるというなら、先ほどの引き算の都市計画は成り立たなくなる。ということで、そういう意味を持つ戦略的という意味がよく分らない。技術指針について、これも同じように保全上配慮が必要だということになっていて、何らかの事業が環境を良くするための事業だとしたら、それもマイナス面だけを取り上げて、今の環境より悪くなるからダメなんだ、プラス面を言わないのかという感じがする。21世紀も8年も経つわけだからもう少し前向きな、これからはいろいろな事業もなかなか起こらないという時代に、今までのように保全重視型のような戦略ではどうしようもないのではないかと思う。

導入ガイドラインの通知の2ページの下から5行目にP Iというのが、メリット、デメリットと書いてある。メリットという言葉は、ここで初めてでてくる。環境上のメリットということを考えるときは、決して今までの環境を保全するという立場に立っていないと思う。そういう文言がない、技術指針とかS E Aがどういう意味を持つのか全くわからないし、そういう内容のものが環境省からきたから千葉県は制度をつくるのか。

事務局： 戦略アセスはプラス志向もあるのではないかということだが、今まで行ってきた事業アセスは環境への影響を最も小さくしようということで行われてきたが、今回の計画アセスは、事業者と住民との意志形成が必要であるということ、そして今までそういう手続きがなかったので制度化し事業者と住民との意志形成を図るということと、参考資料の4で説明したように、事業者内部で複数の計画案の検討において、総合評価の中で環境面がそんなに考慮されていないような感じがする。委員が言われるように、事業を実施することにより環境が良くなることもあるはずと考えている。渋滞道路の脇にバイパスを造ること

は環境を良くしようとするところでもある。この例で言えば、計画アセスの計画の目的の中に渋滞緩和、環境改善があるので、それらも評価の対象になると思う。従前は、事業者が計画を作るときに、採算性の点などが重視しがちだったので、環境的側面についても十分検討してもらいたいということなので、計画段階環境影響評価制度を導入したいと考えている。

委員： 趣旨は分かる。しかし、環境省の通知からはそれは読めない。マイナスだけ出せという感じがする。もっとポジティブなことも記入してもらった方がいいのではないかと思う。おっしゃる意味はよく分かるが、しかしながら、通知文、技術指針にはそんなことが一切見えないような文章だから、先ほども言ったが2000年も8年も経ったのだから、これからの時代に対して、もう少し違う目をつけた方がいいのではないか、というのが私の意見である。

委員長： 最近では地方分権が強調されているので、環境省や国土交通省などの中央の意見にしばられることなく、それ以上いいものをつくっていけばいいと思う。そういう気持ちでこれを見ていきたいと思えます。

先ほどのフォトモンタージュの件は「写真」とは別に記載するという事でよろしいか。事務局で整理願いたい。

次に、海外事例を見ながら取り入れるということと文章として入れるかどうか、これを実施して行く中で検討して行くということでもいいのか、いかがか。

委員： 国内外の文献ということでは言えないか。

委員長： 事務局で検討願いたい。

事務局： 検討する。

委員： 事務局の説明において参考項目のことがあったが、これは以前は標準項目と言ったものは、それぞれの事業特性、地域特性に応じて選定しなさいということで参考という名称を使うということだったと思うが、資料2の4ページ、「第5調査・予測・評価項目の範囲」を読むと「条例技術指針別表第2に示される参考項目を基本とする」となっている。基本とするということは標準以上に強い、強制するものであって先ほどの説明の趣旨と逆ではないか。参考にして、この事業に、より適したものを選びなさいということであれば、「別表第2を参考にして、その事業に適した項目を選定しなさい。」という表現にするのが適切ではないかと思う。そうすれば、この項目のここに がないというように、個別に議論しなくても、案件が出たときに事業者が判断して、選定すべき項目を全て選定して検討書を作ればいいと思う。そのとき、ここで「基本とする」となっていると、委員から意見を言ったとしても、事務局は が付いているものが基本だということになってしまう。

事務局： 表現を修正したい。

委員：最初に意見をいう。複数案の検討のところの文言についてだが、原則として複数案検討を行ってほしいということだが、ここに「なお」という文言が使われているが、「ただし」に変えた方がいいと思う。「ただし」は例外の場合に使うものであり、「なお」と書くと本則を補充する場合に使うと思うので、明確にするために、原則は複数案の検討であると表記されるといいと思う。

次に質問だが、これは条例ではなく要綱ということだが、要綱だと当分の間運用することができるので、条例化の際に、実施した留意点を考慮することができる。計画策定者の負担の観点から、より良い計画を作ってもらおうということが基本になると思うが、計画策定と事業の実施が短期間の場合は、方法書の作成と計画段階環境配慮検討書の作成を重複して作成しなければいけない。これは要綱ですから、計画策定者が二重の負担を被るといえるときに、条例で定めている手続きを要綱で省略することはできないので、今後はこういうことを考えなくてはならないと思うが、事務局はどのように考えているか。当分の間運用し、例えば5年後くらいを目途に条例化をすとか、そういうことを前提に要綱として行うというのか。

東京都の計画アセスが国が定めた導入ガイドラインと異なっている点は、国は今のところ複合的影響を考えていない。一つの計画の中に複数の事業計画を含む場合に複合的、累積的影響についてどうやって配慮するのか。このことを考えたのが東京都の計画アセスの一つの特徴である。都市計画決定で道路をつくる時、道路の先に面的開発を予定している。そういうものが時期的に若干ずれるけれど、一つの大きな計画の中で行われるときにリンクさせて、複合影響を緩和させるということをやっている。千葉県は技術指針を見ると規定されていないが、こういうことを今後検討されるのか。

次に、別表1の事業・施設の特性の規模・方式・構造について、例えば施設の配置について複数案を検討するときに、豊洲の事例の場合は配置で計画段階アセスを行ったわけで、そういうものを含んでいると考えていいのか。そういうことが明示されていないので、計画者が施設計画の配置を変えて複数案を考えたときに通るのかどうか、記述されるのかどうかお聞きしたい。

事務局：意見としていただいた部分については、「なお」を「ただし」に変えたいと思う。

次に質問の1点目について、計画段階環境影響評価については、方法書という手続きは考えていない。計画アセスの検討書には複数案が入っているということと、複数案の調査・予測・評価の結果まで入っているのだから、法又は条例に基づく事業アセスでは方法書から行っていただく。

文献調査については重複するものがでてくると思うので、事業アセスの方法書に計画アセスの調査の結果をそのまま使うことは大丈夫と思うが、手続き的

に負担になることは事実だと思うが、同じことを2回行うというようなことではないと考えている。

2点目の、5年くらいを目途に条例化を考えているのかということだが、国において法の施行後10年の見直しを行うということだが、計画アセスを含めた見直しを行うのかまだ見えていないので、現段階で具体的に時期を明示するのは難しいと考えている。他県の状況、国の状況を見て、一般事業者についても計画アセスの対象とするということになれば条例化の検討を行うと考えている。

複合的な影響については、資料2の8ページの別表の中で複合開発事業を入れてある。この複合開発事業というのは、アセス条例の対象事業でもあるが、一つずつでは対象とならないが、いろんな事業が重なり合っていったら一定規模以上になれば、環境影響評価を行ってもらう制度である。これについては計画アセスでも対象とすることを考えている。

委員： 基本的に要綱で行うので、条例だと色々工夫ができるが、要綱だと限界があるということをおきたい。

別表1の件だが、「配置」を明示するのか。

事務局： 検討し、次回回答する。

委員： 生物相について、事業を行うと必ず生物相は変わると思う。変わるのはいいいとして、それを元に戻すのか或いは変わることを前提として新たな生物相の構築をするような考え方をするのか。そういう項目を入れておくことは出来ないか。どういう対策を考えているのかということも評価し比較検討することにより、事業を行うことにより新たな生物相が出来るわけだが元に戻らなくても馴染むような生物相になればいいと思う。

委員長： 審議はまだ続けているが、本日は、時間のため、打ち切りとする。次回も引き続き本案件の審議を行う。

本日の審議を終了する。

- 以上 -